

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1の項～3の項 略			1の項～3の項 略		
4 市長	入間市難病者福祉手当支給条例（昭和54年条例第7号）の規定による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの				
5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第37号）の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
6 市長	略		4 市長	略	
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による就学が困難と認められる児童及び生徒並びに就学予定者の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		5 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1の項～3の項			1の項～3の項 略		
4 市長	入間市難病者福祉手当支給条例の規定による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			
5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			

6 市長 略				4 市長 略			
別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)			
照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法第19条の規定による就学が困難と認められる児童及び生徒並びに就学予定者の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	1 教育委員会	学校教育法第19条の規定による就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの